

北國銀行 通帳レス口座取扱規定

第1条（内容）

「通帳レス口座」とは通帳不発行方式（無通帳方式）の預金口座です。

第2条（対象口座）

お申込みができる対象口座は個人（個人自営含む）の「総合口座」、「普通預金口座」、および法人（団体等含む）の「普通預金口座」となります。

第3条（取引方法）

- (1)原則、お取引はATMもしくは北國クラウドバンキングまたは北國デジタルバンキングにて行います。
- (2)当行国内本支店窓口での手続きが必要となる場合は、個人はキャッシュカードおよびお届けのご印鑑（印鑑レス口座の場合は本人確認資料）、法人はお届けのご印鑑を持参のうえ、申出てください。

第4条（取引の制限）

通帳レス口座の開設を申し込む場合、個人は北國クラウドバンキングまたは北國まるごと窓口ナビの申込および、総合口座または普通預金口座のキャッシュカード、法人は北國デジタルバンキングの申込が必要です。

（通帳レス口座の取引継続中は、北國クラウドバンキングまたは北國まるごと窓口ナビ、北國デジタルバンキングの解約および個人はキャッシュカードの解約のいずれも行うことはできません。）

第5条（取引明細の取扱）

お取引明細の確認は、北國クラウドバンキング、北國まるごと窓口ナビまたは、北國デジタルバンキングをご利用いただきます。

第6条（有通帳口座への切替）

本口座から有通帳口座への切替を希望する場合は、個人はキャッシュカードおよび運転免許証等の本人確認資料、法人は本人確認資料およびご印鑑を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。通帳発行手数料が必要な場合は、所定の手数料を支払うものとします。

第7条（解約等）

本口座を解約する場合は、所定の方法にて当行国内本支店に申出てください。

第8条（他規定の準用）

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとします。

第9条（規定の変更）

(1) この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2025年4月 現在